

## 購買に関する一般取引条件

---

### 第 1 条（適用範囲）

本購買条件は、売主が事業者である場合に限り、当社の取引先および仕入先（以下「売主」という。）との間のすべての取引に適用される。売主が当社のために受託製造を行う場合も、同様とする。

売主の販売条件、納入条件その他の約款は、当社が書面によりその適用を明示的に承諾しない限り、当社と売主との間の契約には適用されない。当社が売主の約款の存在を知りながら留保なく納入または役務を受領した場合であっても、同様とする。

契約に関する売主の意思表示および通知（注文の承諾、解除、催告等）は、書面により行うものとする。本条件において書面によることとされている事項は、電子メールその他の電磁的方法によることができる。

### 第 2 条（契約の成立）

契約は、当社の書面による注文書が売主に到達した時に成立する。売主は、注文書に明白な誤りがあるときは、当社にその旨を指摘しなければならない。

売主は、注文書の受領後 2 週間以内に、書面により注文を承諾し、または物品を発送して無条件にこれを履行しなければならない。当該期間経過後の承諾は、新たな申込みとみなし、当社の承諾を要する。

当社が納入指示または納入計画に基づく納入を注文する場合、納入計画および納入指示は、原則として契約成立後、納入日の 7 日前までに売主に通知する。売主が 5 営業日以内に異議を述べないときは、当社の指定内容を承諾したものとみなす。

### 第 3 条（納期および履行遅滞）

当社が指定する納期は、拘束力を有する。注文書に納期の記載がなく、別途の合意もないときは、納期は、契約成立の日から 10 日とする。売主は、納入の遅延またはそのおそれを認識したときは、直ちに書面で当社に通知しなければならない。納入計画および納入指示に基づく期日についても、同様とする。

売主が債務を履行せず、または合意された納期内に履行しないときの売主の責任については、法令の定めるところによる。

当社は、納期前に納入された物品を、売主の費用負担で返送することができる。返送しないときは、当社は、納期まで、売主の費用および危険負担において当該物品を保管する。

売主が履行遅滞に陥ったときは、当社は、法令上の請求権に加えて、遅延損害の定額賠償として、経過した暦週ごとに正味価格の 1 パーセント（ただし、遅延した物品の正味価格の合計額の 5 パーセントを上限とする。）を請求することができる。この定めは、当社が、これを超える損害の発生を証明してその賠償を請求することを妨げない。売主は、損害の額が上記の定額を下回ること、または損害が発生しなかったことを証明したときは、その限度で賠償額の減額を主張することができる。

### 第 4 条（履行、納入、危険の移転および受領遅滞）

売主は、当社の事前の書面による承諾なく、その債務の履行を第三者に委託してはならない。

日本国内における納入は、注文書に指定された場所への持込渡し（運賃売主負担）とする。場所の指定がないとき

は、当社の本店（東京都中央区）に納入するものとする。当該納入場所は、納入および追完の履行地とする。

売主は、法令上必要とされる一切の書類を、納入時に添付しなければならない。設計図、部品表等の追加書類が注文書において納入範囲として定められているときは、売主は、これらも適時に提出するものとする。売主が提出すべき書類に不備または誤りがあるときは、これにより処理および支払が遅延しても、当社は、その責任を負わない。売主は、確認済みの納期に遅れるおそれのあることを認識したときは直ちに、遅くとも当該納期の3日前までに、電子メールで当社に通知しなければならない。

物品の滅失または損傷の危険は、履行地（納入場所）における引渡しの時に、当社に移転する。検収の合意があるときは、危険は、検収の時に移転する。

当社が受領遅滞に陥ったときは、引渡しまたは検収があったものとみなす。受領遅滞については法令の定めるところによるが、当社の行為または協力（支給材の提供等）について暦日により期間が定められている場合であっても、売主は、当社に対して納入につき現実の提供（民法第493条）をしなければならない。契約が売主の製造する不代替物（受託製造による特注品）に係るときは、売主は、当社が協力義務を負い、かつ、その不履行について当社に帰責事由がある場合に限り、受領遅滞に基づくその他の権利を行使することができる。

## 第5条（価格および支払条件）

価格は、当該注文書に記載された金額による。別段の合意のない限り、当社は、14日以内に支払う場合は3パーセントの割引を控除した額を、それ以外の場合は60日以内に全額を支払う。別段の合意のない限り、価格には消費税を含まず、消費税相当額は法定税率により加算する。

請求書は、契約番号、注文番号、適格請求書発行事業者の登録番号（該当する場合）ならびに納品書の番号および日付を記載のうえ、支払期日の14日前までに送付しなければならない。

銀行振込による場合、支払期限の経過前に当社の振込指図が当社の取引銀行に到達したときは、支払は、期限内に行われたものとみなす。決済に関与する銀行に起因する遅延について、当社は責任を負わない。支払遅滞については、法令の定めるところによる。

当社は、法令の認める範囲において、相殺権、留置権および同時履行の抗弁権を有する。特に、当社は、不完全な納入または契約不適合の納入に基づく売主に対する債権を有する間、その限度において、支払期の到来した代金の支払を留保することができる。売主は、争いのない債権または確定判決等により確定した債権に限り、相殺または留置権の行使をすることができる。

## 第6条（秘密保持および所有権留保）

図解、計画書、図面、計算書、製品説明書および施工要領書その他の資料（媒体の形式を問わない。）に関する所有権および著作権は、当社に留保される。これらの資料は、契約の履行のためにのみ使用することができ、契約の履行完了後、当社に返還しなければならない。売主が作成した資料は、注文書の定めに従い、当社に引き渡すものとする。売主は、契約終了後においても、これらの資料を第三者に対して秘密として保持しなければならない。秘密保持義務は、資料に含まれる情報が公知となった場合に限り、その限度で消滅する。

前項の定めは、当社が製造の目的で売主に貸与する工具、型、見本その他の物品に準用する。売主は、これらの物品を自己の費用で分別保管し、滅失および毀損に備えて適切な保険を付保しなければならない。

売主が納入した物品について加工、混和または付合が行われた場合、これらは当社のために行われたものとみなし、当社は、当該物の所有権を取得する。物品の所有権は、代金の支払の有無にかかわらず、無条件で当社に移転

する。

## 第7条（契約不適合責任）

納入された物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであった場合（以下「契約不適合」という。）の売主の責任については、本条に定めるもののほか、法令の定めるところによる。特に売主は、危険移転の時において、物品が合意された品質を備え、かつ、契約上予定された用途に適合していることについて責任を負う。製品説明書は、その作成者を問わず、契約の内容となる。売主は、技術水準、安全関係法令および納入に必要な技術仕様を遵守し、その製品の品質を継続的に管理する義務を負う。

初期サンプル検査を行うことを合意したときは、当事者間で合意した検査手続により、合意がないときは、一般に認められた業界標準による。安全上重要な部品として指定された部品について、売主は、検査の時期、方法、実施者および結果を記載した記録を別途作成し、10年間保存のうえ、当社の求めに応じ、いつでも当社に提出しなければならない。売主は、法令の認める範囲において、その仕入先に対しても同等の義務を課すものとする。

当社の目的物の検査および通知の義務（商法第526条）は、受入検査における外観上の確認（納品書類の確認を含み、運送中の損傷、誤納および数量不足等をいう。）により判明する不適合、ならびに抜取検査による品質管理において発見することができる不適合に限定される。検収の合意があるときは、当社は検査義務を負わない。当社の不適合の通知は、不適合の発見から10営業日以内（外観上明らかな不適合については納入から10営業日以内）に発送されたときは、適時に行われたものとみなす。

追完に必要な取付けおよび取外しの費用ならびに運送費は、売主が負担する。売主は、結果として不適合が存在しなかった場合であっても、検査および追完に要した費用を負担する。ただし、不適合が存在しないことを当社が知り、または重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

当社の法令上の権利を妨げることなく、売主が、当社の定める相当期間内に、追完義務（当社の選択による修補または代替物の納入）を履行しないときは、当社は、自ら不適合を除去し、または第三者にこれを除去させ、これに要した費用の償還を売主に請求することができる。追完が奏功しなかったとき、または当社に追完を期待することができないときは、期間の設定を要しない。この場合、当社は、遅滞なくその旨を売主に通知する。

## 第8条（仕入先に対する求償）

当社が物品を自己の顧客に転売した場合において、物品の契約不適合を理由として当該顧客から請求を受けたときは、当社は、契約不適合に基づく請求権に加えて、供給連鎖における法令上の求償権を、制限なく行使することができる。特に当社は、個別の事案において当社が自己の顧客に対して負う追完と同一の方法による追完を、売主に対して請求することができる。

当社の顧客が主張する契約不適合に基づく請求を当社が承認または履行する前に、当社は、売主に通知し、書面による意見を求める。相当期間内に意見の表明がなく、かつ、円満な解決に至らないときは、当社が現に認めた請求は、当社が自己の顧客に対して負担するものとみなし、この場合の立証責任は、売主が負う。仕入先求償に基づく当社の請求権は、不適合の物品が当社または他の事業者によりさらに加工された場合（他の製品への組込みを含む。）にも、適用される。

## 第9条（製造物責任）

売主が製造物に起因する損害について責任を負う場合において、その原因が売主の支配・管理の及ぶ範囲内にあり、かつ、売主自身が第三者に対して責任を負うときは、売主は、第三者からの請求について当社を免責しなければ

ばならない。この免責義務の一環として、売主は、第三者からの請求から生じ、またはこれに関連して当社が負担した費用（当社が実施するリコールに要した費用を含む。）を、法令の定めに従い償還しなければならない。当社は、可能かつ合理的な範囲で、リコール措置の内容および範囲を売主に通知し、売主に意見を述べる機会を与える。その他の法令上の請求権は、妨げられない。製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の適用は、法令の定めるところによる。

売主は、人身損害および物的損害について 1 事故当たり 3 億円以上を填補限度額とする製造物責任保険を締結してこれを維持し、当社の求めに応じ、その証明を当社に提出しなければならない。

#### **第 10 条（補給品および予備部品）**

売主は、最終の納入から 10 年間、予備部品および消耗部品の注文に応じるものとする。契約または注文書において個別に特定された品目については、売主は、10 年間、仕様を変更することなくこれを供給するものとする。この継続供給の保証は、品目に含まれるソフトウェアにも適用される。これらの品目の製造を中止するときは、売主は、少なくとも 9 か月前までに、当社に対して製造中止の予告および通知を行わなければならない。

#### **第 11 条（消滅時効）**

契約不適合に基づく請求権の時効期間は、危険移転の時から 3 年とする。検収の合意があるときは、時効期間は、検収の時から進行する。この 3 年の期間は、権利の契約不適合（権利の瑕疵）に基づく請求権にも適用される。ただし、当該請求権は、第三者が当社に対して当該権利を行使することができる間は、時効によって消滅しない。契約外の損害賠償請求権については、売買に関する時効期間の適用が個別の事案においてより長い期間をもたらす場合を除き、民法の定める一般の消滅時効による。

#### **第 12 条（準拠法および合意管轄）**

本条件および契約関係には、日本法が適用される。国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は、排除する。

契約関係から生じ、またはこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、当社は、納入債務の履行地または売主の本店所在地を管轄する裁判所に訴えを提起することを妨げられない。

#### **第 13 条（個人情報の取扱い）**

当社のウェブサイトに掲載するプライバシーポリシーが適用される。当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令に従い、個人情報を適切に取り扱う。